第３子以降ご出生の方・過疎地域等にお住まいの方

丹波篠山市出産祝金

お子様の誕生を祝福するとともに、次代を担うお子様の健やかな成長を願い、出産祝金を支給します。

令和５年度より過疎対策・定住促進対策のため、過疎地域等（※）に住む方へ支給対象を拡充します。※過疎地域等…過疎地域（旧篠山町地域）及び西紀北地域（詳細は裏面）

【支給対象と支給額】

子どもの数	支給対象となる保護者の住所地（新生児出生時点）	
	過疎地域等（R5拡充）	**過疎地域等以外**
第１子・第２子	**10万円**	―
第３子以降	**30万円**	**20万円**

【支給要件】

令和５年４月１日以降に出生した子どもの保護者で、全てに該当する方
（③は第3子以降出生の場合のみ）

① **子どもの出生時に、丹波篠山市（過疎地域等）に住民登録がある方**

② **出産後も引き続き、出生児とともに５年以上丹波篠山市（過疎地域等）に定住する意思のある方**

③ **第３子以降の子どもの他に、子どもを２人以上養育されている方**

④ **市税または国民健康保険税に滞納がない方**

⑤ **申請者や配偶者、申請者の属する世帯の他の世帯員に暴力団員がいない、また密接な関係を有しない方**

【申請に必要なもの】

☆ **申請書**（社会福祉課、各支所に備え付け）
☆ **定住誓約書**（社会福祉課、各支所に備え付け）
☆ **振込先口座のわかるものの写し**　☆ **印鑑**

【申請期限】

出生の日の属する年度の３月３１日まで

申請・お問い合わせ先
丹波篠山市保健福祉部社会福祉課（丹波篠山市役所第２庁舎１階）
TEL:079-552-7101　FAX：079-554-2332

過疎地域等の対象地区

＜西紀＞
西紀北地区

＜多紀＞
福住地区、 村雲地区、 大芋地区

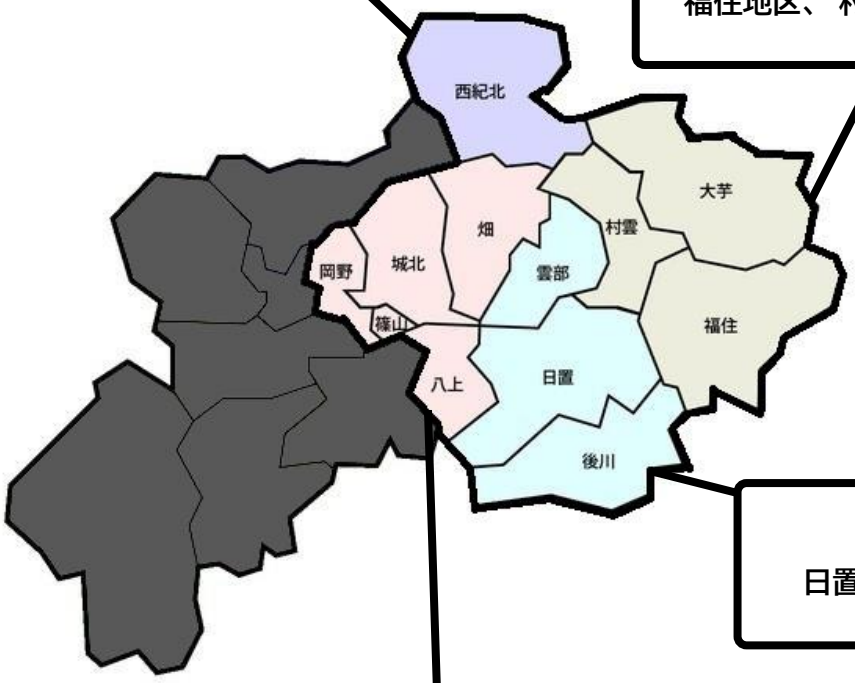

＜城東＞
日置地区、後川地区、雲部地区

＜篠山＞
篠山地区、八上地区、畑地区、
城北地区、岡野地区